

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年六月十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令第八十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十一号)第二条第八項第一号及び第二十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成七年政令第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「炭化水素油」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 主として紙製の容器包装であつて次に掲げるもの以外のものに係る分別基準適合物を圧縮又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの

イ 主として段ボール製の容器包装

ロ 飲料を充てんするための容器(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)

二 炭化水素油

三 水素及び一酸化炭素を主成分とするガス

第十一条を第十二条とし、第五条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(指定法人の業務を委託できる団体)

第五条 法第二十三条第一項の政令で定める団体は、商工会議所法（昭和二十八年法律第四百四十三号）の規定による商工会議所及び日本商工会議所並びに商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の規定による商工会及び商工会連合会とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 宮下 創平
農林水産大臣 中川 昭一
通商産業大臣 与謝野 馨
内閣総理大臣 小渕 恵三